平成２２年（フ）第９１５７号
大阪市北区長柄西１丁目７番48号　ファーネス304号室
債務者　岩本喜久子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９５号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―518号
債務者　松竹　　貢
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３６号
兵庫県尼崎市建家町10番地　ネオデンクマール１号館304
債務者　岡本　晴夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９９０号
兵庫県西宮市東山台４丁目11番地14
債務者　安井　陽子（旧姓広野）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１００４号
兵庫県西宮市樋之池町３番24―407号、前住所兵庫県西宮市南越木岩町６番20―203号
債務者　村上　剛一
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２２号
兵庫県加古郡稲美町六分一1209番地の314
債務者　萩　　隆行
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７９１号
兵庫県高砂市米田町島88番地の１
債務者　玉井　幸子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８０５号
兵庫県加古川市加古川町稲屋105番地の14
債務者　春名　俊英
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８７２号
兵庫県加古川市東神吉町升田1702番地
債務者　河田　保重
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８１号
兵庫県姫路市書写1019番地369書写県営住宅６棟202号、事業所の所在地兵庫県姫路市田寺８丁目13―48
債務者　エトウスタジオこと　江藤　基裕
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９２号
北海道苫小牧市日吉町４丁目25番10号　日吉アパート201号
債務者　伊藤　弘則
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９４号
北海道苫小牧市春日町１丁目５番18号　コートマリオン103
債務者　石川　尚己
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２９６号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番４―505号
債務者　遠藤　友美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１６０号
宮城県石巻市蛇田字中埣21番地
債務者　高橋たみ子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
宮城県石巻市中里６丁目１番９号　アーベイン神戸Ｂ202号、前住所埼玉県和光市新倉１丁目９番７号　グリーンヒルズＣ101
債務者　佐藤裕一郎
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
秋田市外旭川八幡田１丁目３番30号
債務者　三浦　信也
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５９２号
秋田県潟上市昭和大久保字元木田27番地47
債務者　菅原香奈子（旧姓土佐）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５号
福島県相馬市沖ノ内２丁目１番地の５　14号
債務者　大和田圭子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
福島地方裁判所相馬支部